

平成26年度島根県公営企業会計

決算審査意見書

(概要版)

平成27年9月

島根県監査委員

平成26年度島根県公営企業会計 決算審査意見書の概要

第1 審査の対象

地方公営企業法第30条第2項の規定により審査に付された平成26年度公営企業会計の決算及び決算附属資料について審査を行った。

審査の対象とした会計は、次のとおりである。

島根県病院事業会計(中央病院・こころの医療センター)

島根県電気事業会計

島根県工業用水道事業会計

島根県水道事業会計

島根県宅地造成事業会計

第2 審査の結果

審査に付された各事業会計の決算報告書及び附属資料は地方公営企業法等関係法令に基づいて作成され、その計数は正確であり、経営に係る事業の管理は地方公営企業の経営原則に従っておおむね適正に行われているものと認めた。

第3 審査意見

I 病院局

1 病院事業会計

病院事業は、病院を取り巻く厳しい経営環境に対応し、より迅速で柔軟な運営体制を確保するため、平成19年4月から地方公営企業法の全部適用に移行し、その運営を病院事業管理者の権限と責任において実施している。

これまで、医師を始め看護師、薬剤師等医療従事者の確保に向けた処遇改善や院内保育所の開設、あるいは病院機能の充実のため機動的な設備投資を行うなど当面の課題に対し柔軟な対応を行ってきた。

また、平成25年3月に改定した「島根県病院事業中期計画2013」（計画期間：平成25年度～平成28年度）に基づき、医療機能の充実と政策医療の推進、地域医療への支援強化、職員の育成・確保に重点的に取り組んでいる。

平成25年度に意見を述べた「地方公営企業会計基準の見直しへの対応」については、財務規程の見直しや財務会計システムの改修など新会計基準への移行が順調に行われ、平成26年度予算から新会計基準が適用されている。

今後とも、中央病院及びこころの医療センターの両病院について、県立病院としての役割と使命を果たすため、質の高い医療の提供と健全な経営の両立を目指していく必要がある。

(1) 中央病院

ア 病院の概要

中央病院は、県内全域をエリアとした三次医療を担う基幹的病院として、高度・特殊・専門医療を提供するとともに、救命救急センターとしての機能を有するほか、地域医療への支援など県民が安心して暮らすための重要な役割を果たしている。

特に、平成17年1月には「地域がん診療連携拠点病院」として、平成18年1月には「総合周産期母子医療センター」としての指定を受け、また、平成23年度には、感染症対策強化のため感染症外来棟の整備を行い、一層の医療機能の充実を図っている。さらに、平成27年7月には「地域医療支援病院」の承認を受け、地域の医療機関との一層の連携強化が図られた。

また、救命救急率の向上、後遺症の軽減を目的に平成23年6月から運航

が開始されたドクターヘリの基地病院として救命救急医療に取り組んでおり、年間の運航実績は700件を超えている。ドクターヘリには医師、看護師が同乗するため、地域における医師不足をサポートしている状況もある。

イ 経営の状況

平成26年度の収支をみると、総収益は196億5,848万円余で、前年度に比べ15億2,631万円余(8.4%)の増となった。総費用は233億3,673万円余で、前年度に比べ42億1,646万円余(22.1%)の増となった。

その結果、平成26年度は36億7,825万円余の純損失となり、平成26年度末の未処理欠損金は176億7,502万円余となった。

なお、純損失から現金の支出を伴わない減価償却費等の費用を除いた償却前損益は7億4,243万円余の黒字であった。

現金預金残高は66億9,494万円余となり、前年度に比べ15億3,350万円余(△18.6%)の減となっている。

ウ 審査意見

新病院建設から16年を経過し、開院時に購入した高額医療機器の更新も必要となっており、計画的な更新を進めているところである。

また、患者数は入院、外来ともに減少傾向にあり、平成26年度も入院患者数は僅かながら増加したものの、外来患者数は引き続き減少した。

については、病院全事業の項で述べる意見や次の点に留意して、今後とも安定的な経営の下で、医療機能の充実と質の高い医療の提供に取り組まれない。

1) 医療従事者の確保・定着について

① 医師の確保について

質の高い医療を効果的かつ安定的に提供していくためには、医療従事者の確保・育成が重要であるが、医療従事者の確保は依然として厳しい状況にあり、医師については、病院の努力にもかかわらず、小児科、産婦人科、麻酔科など特定の診療科においては十分に確保できていない状況が続いている。

このような中で、平成25年3月に県内病院、県医師会、島根大学、市町村、島根県が一体となって設置した(一社)しまね地域医療支援センターと連携し、研修医の受入病院として、若手医師が県内で専門医や総合医の資格が取得できるようなキャリアプログラムの提供など、若手医師の確保・定着に向けた取組が進められている。

また、医師の業務量の増加に対応するため、医師事務作業補助者を増員して事務負担の軽減を図るとともに、平成26年度には初任給調整手

当の引き上げを行うなど処遇の改善が進められてきたところである。

このように、魅力ある病院づくり、医師に選ばれる病院づくりに努めた結果、臨床研修医のマッチングでの充足率は、平成25年度実施分が100%（10人の定員に対して10人）、平成26年度実施分が83%（12人の定員に対して10人）とその成果が現れつつある。

については、今後とも関係大学や（一社）しまね地域医療支援センターとの一層の連携を進めるなどにより医師の確保に努められたい。

② 看護師の定着について

看護師については、職員採用における病院局独自の取組などにより必要人員の採用はできているが、質の高い看護の提供を維持するためには、看護師の採用だけでなく定着を図ることが重要である。

このため、病院局では、看護師の業務負担の軽減を図るため、育児短時間勤務制度や2交代制・3交代制のいずれかを選択可能とする多様な勤務形態を導入するなど、働きやすい環境の整備に取り組まれてきたところである。

また、平成21年に7対1の看護体制を導入し、若年の看護師が増加してきたため、育児休業後も安心して働けるよう平成22年3月には院内保育所が開設されたが、看護師の約1割が出産休暇や育児休業取得中の状況にあるため、平成26年度には、院内保育所の定員が60人から85人に増員された。

さらに、これまでのプリセプター制度（3年目の先輩看護師がマンツーマンで新人の指導や相談役を務める）に加え、平成26年5月にはスタッフ支援室を設置して、専門相談員を配置するなど、気軽に相談ができる体制が整備された。

については、引き続き職員に対するワーク・ライフ・バランスへの配慮や支援の充実を検討するなど、より働きやすい環境の整備に努められたい。

（2）こころの医療センター

ア 病院の概要

こころの医療センターは、県の精神医療の基幹的病院として精神科救急・急性期医療や児童・思春期の専門的な精神疾患治療を行うとともに、地域と連携して早期の社会復帰、生活支援などの取組を行っている。

また、病院敷地内には出雲市立神戸川小学校・河南中学校若松分校が併設され、医療と教育が連携した入院児童・生徒への支援に取り組んでいる。

イ 経営の状況

平成26年度の収支をみると、総収益は24億9,668万円余で、前年度に比べ3億483万円余(13.9%)の増となり、総費用は33億8,715万円余で、前年度に比べ10億2,275万円余(43.3%)の増となった。

その結果、平成26年度は、8億9,046万円余の純損失となり、平成26年度末の未処理欠損金は44億1,481万円余となった。

なお、純損失から現金の支出を伴わない減価償却費等の費用を除いた償却前損益は6,184万円余の黒字であった。

現金預金残高は10億7,621万円余となり、前年度に比べ4,624万円余の増となっている。

ウ 審査意見

「入院治療中心」から「地域生活中心」という流れが進む中で、入院患者数は平成23年度から減少が続いており、平成26年度の病床利用率は73.3%となった。外来患者数は平成25年度から減少しており、平成26年度もその傾向が続いている。

については、こうした状況を踏まえ、病院全事業の項で述べる意見に留意して事業に取り組まれない。

(3) 病院全事業

ア 審査意見

1) 病院事業中期計画に基づく着実な経営の推進について

病院事業を取り巻く環境は、人口構造の変化等による患者の動向や平成26年6月に成立した地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律に基づく地域医療構想の策定などによる医療政策の変化等により、今後ますます厳しさを増す状況となっている。このような状況において、引き続き質の高い医療を提供し、県立病院としての役割を果たしていくためには、地域の医療機関等との連携を推進し、一層効率的かつ安定的な病院の経営を行っていくことが求められている。

については、島根県病院事業中期計画（計画期間：平成27年度～平成30年度）に基づき、目標の達成状況や取組の進捗状況を検証・評価しながら、着実な計画の実施に努められたい。

また、今後の患者動向や地域医療構想の策定、診療報酬改定などの医療政策の変化により病院経営に大きな影響が生じることも想定されるので、適時の計画改定を行い、的確な収支見通しの作成、計画的かつ効果的な施設設備の整備や医療機器の更新等により状況に応じた着実な経営を行われたい。

2) 新会計基準適用後の経営状況の県民への説明について

新会計基準の適用により、これまで資本金としていた借入金（企業債）を負債として計上したり、退職給付引当金の計上が義務化されるなどしたため、財務諸表上、負債が大きく増加し、特にこころの医療センターにおいては債務超過となっている。

これは、経営実態の変動によるものではないが、財政状態をより適切に表示することや民間との比較分析を容易にすることを目的に企業会計制度との整合性が図られたことによるものであり、経営実態をより適切に反映したものと言える。

については、経営状況の公表に当たっては、県民の正しい理解が得られるよう十分かつわかりやすい説明に努められたい。

3) 医療費の個人負担未収金への対応について

両病院においては、医事業務委託業者との連携などにより医療費の個人負担未収金の発生の抑制と回収に積極的に取り組まれており、個人負担未収金のうち発生から1年以上経過したものは、平成26年度末には両病院合計で1億3,223万円余となり、7年連続して減少した。

この未収金に係る適切な債権管理については、これまでも意見を述べたところであり、病院局においては、これまで委託業者が行っていた業務の一部を平成26年度から法律事務所に委託することにより、一層効果的な債権回収ができるよう取り組まれたところである。

また、平成26年度からは新会計基準の適用に伴い、将来の貸倒れに備えて回収不能が見込まれる医療費の個人負担未収金について貸倒引当金を計上し、その状況が明確に表示されることとなった。

については、債権放棄がやむを得ない場合の基準づくりの検討も進められているところであり、引き続き医療費の個人負担未収金の縮減に努力するとともに、基準に基づいた適切な債権管理を進められたい。

4) 消費税率引上げへの対応について

病院が薬品や診療材料、医療機器等を購入する際には消費税が課税されるが、診療報酬は非課税扱いとされているため、病院は患者に転嫁できず、実際の納税計算に当たって控除できなかった仮払消費税及び地方消費税に

係る金額については、病院の負担となっている。

平成26年4月に消費税率が5%から8%に引き上げられた際には、国は、負担増分は診療報酬改定において措置済みとの立場であるが、実際に病院が負担している額に比べ極めて不十分なものとなっている。

平成29年4月からは消費税率の再引き上げが行われることになっており、これによりさらに病院負担の額が増加し、病院経営に大きく影響が及ぶ懸念がある。

については、消費税に係る動向を注視しながら、全国自治体病院開設者協議会等関係団体とも連携し、医療機関の控除対象外消費税の取扱いについて抜本的な見直しを図るよう国への要望活動に継続して取り組まれない。

II 企業局

1 電気事業会計

ア 事業の概要

島根県の電気事業は、戦後復興期の電力増強の要請に応じるために、昭和26年、土木部砂防電気課において砂防事業と共同で三成発電所を建設したことを始まりとしている。その後の国内の電気供給については、石油・石炭・原子力を熱源とする出力100万kwを超える大規模発電施設が各所に設置され、安定した需給関係が形成されてきた。他方で、有限な化石エネルギーの枯渇や地球温暖化の問題を受け、島根県においても、エネルギーの安定供給や地球温暖化の原因となるCO₂の排出抑制を図るため、平成11年3月に「島根県地域新エネルギー導入促進計画」を策定し、平成20年6月の改定を経て、再生可能エネルギーの導入に取り組んできた。企業局においても、県の計画に沿い、水力発電事業と風力発電事業の2事業に加え、新たに平成26年3月14日から、江津浄水場遊休地において太陽光発電を開始し、再生可能エネルギーを利用した三方式での事業展開としている。

水力発電事業は三成発電所等13発電所（14発電機）において最大出力28,950kW、風力発電事業は江津高野山発電所等2発電所（風車12基）において最大出力22,500kW、太陽光発電事業は江津浄水場太陽光発電所において最大出力430kWの規模で発電し、いずれも中国電力株式会社を通し電力供給している。

平成26年度の企業局が供給した電力量は161,206MWhで島根県全体の電力需要量5,138,165MWhの3.1%を占めている。

イ 経営の状況

平成24年7月に施行された再生可能エネルギーの固定価格買取制度を平成25年度から通年適用とし、経営改善の要因となっている。

平成26年度の実績をみると、供給電力量は、水力発電事業では130,501MWhで、八戸川系の発電所が11月から長期点検のため発電を停止したことを主な要因として目標電力量を7,142MWh(△5.2%)下回り、前年度に比べて24,348MWh(△15.7%)減少した。電力料収入は、14億9,194万円余で、前年度に比べて2,106万円余(△1.4%)の減収となった。

風力発電事業は30,201MWhで、主に年度前半の故障停止により、目標電力量に比べて8,752MWh(△22.5%)と大きく下回り、前年度に比べても1,368MWh(△4.3%)減少している。電力料収入は、5億8,389万円余で、前年

度に比べて3,035万円余(△4.9%)の減収となった。

太陽光発電事業は平成26年度は通年の発電となり、全期間順調に発電され目標電力量を67MWh(15.3%)上回った。

平成26年度の収支をみると、総収益は27億3,115万円余となり、前年度に比べ4億9,560万円余(22.1%)増加し、総費用は19億1,104万円余で、前年度に比べ1億1,640万円余(6.5%)増加した。その結果、8億2,010万円余の純利益となり、平成26年度末の利益剰余金は、10億1,637万円余となった。

なお、平成26年度は、浜田川発電所廃止に伴う補償金等3億8,522万円余の特別利益が発生している。

ウ 審査意見

島根県では平成27年2月に島根県再生可能エネルギーの導入の推進に関する条例を定めたところである。この条例は、県民、事業者、県、市町村が一体となって、その導入について理解を深め、推進することを目的としており、企業局においても、再生可能エネルギーの導入の推進、新技術に関する情報収集、学習機会の提供、知識の普及啓発の分野で一定の役割を果たすことが期待されている。

については、経営の安定を第一義とし、企業局全事業の項で述べる意見や次の点に留意して事業を行う必要がある。

1) 水力発電施設の更新について

既存の水力発電所は、発電開始後60年以上経過した三成発電所をはじめとして老朽化した施設が多く、その長寿命化対策が今後の大きな課題である。

八戸川発電所・三成発電所等4か所の発電所について、平成26年度から3か年かけて更新することとし、併せて固定価格買取制度の適用を受けるため、水車・発電機・変圧器・遮断器の4設備の更新を計画している。水力発電所は企業局の発電事業が安定的に継続するための柱となる部分であることから、施設の更新に当たっては効率的な執行に努められるとともに、今後のメンテナンス費用の節減に資するよう合理的な方法で取り組まれない。

2) 風力発電の設備利用率の改善について

風力発電については、平成16年2月から隠岐大峯山発電所を、平成21年2月から地方公共団体としては国内最大規模となる江津高野山風力発電事業所の営業運転を行っている。

営業運転開始からそれぞれ11年及び6年が経過し、この間に最適な運

用に向けさまざまに取り組み、平成26年度の設備利用率は隠岐で21%、江津で15.3%、直近5か年の単純平均でも、隠岐で20.6%、江津で16.9%となっている。それぞれ目標とする設備利用率28%、20%の安定的な達成に向けさらに取り組まれない。

また、風力発電は再生可能エネルギーの導入量の拡大に大きく貢献する反面、環境・景観及び技術面で課題も指摘されている。

これまでの蓄積された技術・成果、環境面での取組などを県民、事業者等各方面へ還元され、併せて県の進める再生可能エネルギー導入の一助となるよう普及啓発活動に取り組まれない。

2 工業用水道事業会計

ア 事業の概要

工業用水道事業は、飯梨川工業用水道、江の川工業用水道の2か所で給水を行っている。

飯梨川工業用水道事業は日量34,000 m³の給水能力を持ち、県東部の31事業所に給水を行った。売水率は前年度から0.1ポイント下落し59.2%となった。

江の川工業用水道事業は日量15,000 m³の給水能力を持ち、江津地域拠点工業団地に進出した企業に対し給水を行っているが、平成26年度は、1月までは1事業所に対して日量1,800 m³の工業用水及び日量2,100 m³の原水、2月からは既事業者含む2事業者に対して日量3,000 m³の工業用水及び日量4,800 m³の原水を供給した。これにより年間給水量は164万m³余となり前年度に比べ22万m³余(15.8%)増加、売水率は30.1%で前年度に比べ4.1ポイント増加した。

イ 経営の状況

平成26年度の収支をみると、総収益は17億7,684万円余で、前年度に比べて14億9,104万円余(521.7%)の増となったが、総費用も25億7,587万円余で、前年度に比べて22億5,266万円余(696.9%)の増となった。

その結果、7億9,903万円余の純損失となり、平成26年度未処理欠損金は14億6,338万円余となった。

施設別にみると、飯梨川工業用水道事業は新会計基準の適用に伴い退職手当引当金等の計上により57万円余の純損失となった。江の川工業用水道事業は、新会計基準で可能となった使用価値まで固定資産の帳簿価格を切り下げる減損会計を適用し、減損処理に伴う特別損失23億1,291万円余、対応する

補助金分の特別利益 15 億 3,783 万円余の差引 7 億 7,508 万円の損失を計上したこと等により 7 億 9,845 万円余の純損失となった。

ウ 審査意見

全体としては、企業における水使用節減の取組などにより、施設整備の原資となる事業収入の著しい伸びを期待することが難しい状況にある。

施設の面では、飯梨川工業用水道施設が設置後 40 年以上も経過しており、経年劣化対策や改築更新及び耐震化対策が必要な状況にある。

については、持続可能で安定した給水を行う上で企業局全事業の項で述べる意見や次の点に留意して事業を行う必要がある。

1) 飯梨川工業用水道事業の耐震化対策・老朽化対策及び需要拡大対策について

水管橋や配水池などは、地震で被災した場合の応急措置の難易度が高く、その復旧に長期間を要することから、平成 28 年度を目途に計画的に耐震化対策が進められてきている。

一方、浄水場については、この耐震化の計画には含まれておらず、老朽化も進んでおり、耐震化・老朽化対策が今後の課題となっている。

また、他の施設、設備も 40 年以上経過しており、平成 30 年度以降には本格的な更新時期を迎えることになる。

これらの対策に伴い費用の増大が見込まれることから、引き続き新規契約などによる需要拡大に取り組みられるとともに、耐震化対策、老朽化対策の実施に当たっては、アセットマネジメント（資産管理）の考え方と重要度・優先度・緊急度を踏まえ、両対策をうまく組み合わせながら、計画的かつ効率的・効果的に進められたい。

2) 江の川工業用水道事業の需要拡大対策・経営の効率化について

平成 26 年度後半、複数の企業が進出し、売水率も平成 27 年度は、50%を超えることとなり、事業収入の増額が期待できる。また、減損処理を実施し将来に損失を先延ばしすることなく経営実態を明らかにされたことは、評価できる。

しかし、江の川工業用水道事業は営業開始以降連続して赤字が続いており、経営状況の改善には、さらなる事業収入の増と経営の効率化が不可欠である。

今後も引き続き知事部局、地元市、関係団体等と連携して企業誘致による需要拡大に取り組みられるとともに、さらなる経費の節減等経営効率の向上に努められたい。

3 水道事業会計

ア 事業の概要

水道事業として、島根県水道用水供給事業（飯梨川水道事業、斐伊川水道事業）及び江の川水道用水供給事業の2事業を行っている。

飯梨川水道事業は日量 52,000 m³の給水能力を持ち、県東部の2市に給水を行い、売水率は61.8%であった。

斐伊川水道事業は、日量 35,400 m³の給水能力を持ち、県東部の3市1企業団に給水を行い、売水率は63.4%であった。

江の川水道事業は日量 27,000 m³の給水能力を持ち、県西部の2市に給水を行い、売水率は45.6%であった。

イ 経営の状況

平成26年度の収支をみると、20億6,234万円余の総収益となり、前年度に比べて3億756万円余（17.5%）の増であった。総費用は20億1,740万円余で、前年度に比べて3億3,255万円余（19.7%）の増となった。

その結果、4,493万円余の純利益となり、前年度に比べて2,499万円余（△35.7%）の減となった。

施設別にみると、島根県水道用水供給事業のうち営業4年目となる斐伊川水道事業は、前年度に比べて営業利益が増加したこともあり、1,772万円余の純利益となった。また、飯梨川水道事業は、前年度に比べて営業収益が減少したこともあり、643万円余の純利益にとどまった。その結果、島根県水道用水供給事業としては2,416万円余の純利益となった。

江の川水道用水供給事業は平成7年度から引き続き純利益を計上しており、平成26年度は2,077万円余の純利益となった。

ウ 審査意見

水道事業は住民生活に直結する事業である。将来にわたって安全・安心な水の安定的な供給が求められる。

については、企業局全事業の項で述べる意見や次の点に留意して事業を行う必要がある。

1) 施設の効率的・効果的な耐震化対策・老朽化対策について

飯梨川水道事業(昭和44年供給開始)及び江の川水道事業(昭和60年供給開始)の両施設の耐震化は、浄水場を除き平成28年度を目途に対策

が進められていることは、工業用水道事業会計のところでも述べたとおりである。

また、他の施設も老朽化が進んでおり、その対策も必要となっている。

耐震化対策、老朽化対策の実施に当たっては、工業用水道事業と同様、両対策をうまく組み合わせながら、計画的かつ効率的・効果的に進められたい。

なお、実施に当たってはその費用が将来の給水料金に影響することから、受水団体と十分協議を行った上で進められたい。

2) 江の川水道事業の送水設備の移管と技術的支援について

平成27年度末をもって受水団体である大田市と江津市にそれぞれの専用部分の送水設備を移管することとされている。

このことは平成21年度に決定され、これまで受水団体と数々の協議及び事務作業を進めてこられた。

給水料金もこれを踏まえ決定されており、移管後に料金の変動することではなく、財政面でも影響がないとのことである。

については、移管作業を遺漏のないよう進めるとともに、移管後において両市の要望があれば可能な限り技術的な支援をされるなど、住民生活に影響を及ぼさないよう留意されたい。

4 宅地造成事業会計

ア 事業の概要

宅地造成事業は、江島工業団地及び江津地域拠点工業団地の2事業を行っている。

平成26年度は、江津地域拠点工業団地において、新たに2区画 35,227.22㎡の分譲があった。この結果、江津地域拠点工業団地の分譲率は、36.0%（造成済面積に対しては80.4%）となり、前年に比べて7.6ポイント上がった。

江島工業団地については、新たな分譲はなく、分譲率は92.8%となっている。

イ 経営の状況

平成26年度の収支をみると、総収益は4億3,251万円余で、前年度に比べ4億998万円余(1,919.4%)増加し、総費用は4億3,402万円余で、前年度に

比べ 4 億 1,143 万円余(1,920.9%)の増となった。

その結果、151 万円余の純損失となり、平成 26 年度末の利益剰余金は 1,869 万円余となった。

ウ 審査意見

江津地域拠点工業団地の総面積は 73.8ha（うち工業用地面積は 47.3ha）で、昭和 55 年度から造成に着手し、平成 26 年度末現在の造成済工場用地は 21.2ha となっており、企業進出にあわせて造成工事を行うこととしている。

については、企業局全事業の項で述べる意見や次の点に留意して事業を行う必要がある。

1) 企業誘致の促進について

江島工業団地については、完売を目指して、残存する区画への企業誘致や既存進出企業の事業拡大等の機会を逃さず、未分譲地の販売を進められたい。

江津地域拠点工業団地においては、平成 26 年度には 2 企業の立地が実現した。引き続き、造成済区画の完売に向けて、関係部局・団体等と連携を緊密にとり企業誘致の促進に努められたい。

5 企業局全事業

ア 審査意見

1) 現経営計画の総括と実効性ある新たな経営計画の策定について

島根県企業局経営計画（計画期間：平成 23 年度～平成 27 年度）では、4 つの基本方針（顧客本位の経営、健全経営の確保、環境や地域への貢献、信頼される公営企業経営）のもと、目標達成のためにこれまで具体的に取組みられてきたところである。

平成 26 年度の実績をみると、昨年度に続き設定した単年度目標が達成されていない項目が見受けられる。

また、今後においても施設の更新時期到来に伴う費用の増大が予想される。

このような状況を少しでも改善し、将来の負担をできるだけ軽減していくためには、掲げた目標を着実に達成することが必要である。

また、県民の豊かで不安のない生活を支えるために事業を継続していける安定した経営基盤を築くことが肝要と考える。

平成27年度は現経営計画の最終年度であり、新たな経営計画策定年度でもある。

まずは引き続き現経営計画に掲げられた目標の達成に努力を続けるとともに、これまでの実績を総括されたい。

そして、新たな経営計画の策定に当たっては、現計画を十分検討・評価した上で、着実に成果の上がる実効性のある計画となることを期待する。

職員一人ひとりも、与えられた役割と使命を再認識し経営参画意識を持って、引き続き経営計画の着実な実施に努められたい。

2) 新会計基準適用後の経営状況の県民への説明について

新会計基準の適用により、これまで資本金としていた借入金（企業債）を負債として計上したり、退職給付引当金の計上が義務化されるなどしたため、財務諸表上、負債が大きく増加し、特に工業用水道事業においては債務超過となっている。

これは、経営実態の変動によるものではなく、財政状態をより適切に表示することや民間との比較分析を容易にすることを目的に企業会計制度との整合性が図られたことによるものであり、経営実態を適切に反映したものである。

については、経営状況の公表に当たっては、県民の正しい理解が得られるよう十分かつわかりやすい説明に努められたい。